

国立大学法人岐阜大学動物実験取扱規程

平成20年3月11日

規程第28号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岐阜大学（以下「本学」という。）における動物実験等を適正に行うため、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続き等必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験等については、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）（以下「法」という）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）（以下「飼養保管基準」という）、文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月）」（以下「基本指針」という）、内閣府告示の「動物の処分方法に関する指針」、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の3R（Replacement, Reduction, Refinement）に基づき、適正に実施しなければならない。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「部局」とは、各学部、医学系研究科、連合農学研究科、連合獣医学研究科、連合創薬医療情報研究科、流域圏科学研究センター、研究推進・社会連携機構、生命科学総合研究支援センター及び医学部附属病院をいう。

二 「部局長」とは、前号に規定する部局の長をいう。

三 「動物実験等」とは、次号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。

四 「実験動物」とは、実験等の利用に供するため、実験施設等で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（実験施設等に導入するために輸送中のものを含む）をいう。

五 「実験施設」とは、実験動物の飼育若しくは保管又は動物実験を行う施設をいう。

六 「飼養保管施設」とは、実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。

七 「実験室」とは、実験動物に実験操作（48時間以内の一時的保管を含む）を

行う動物実験室をいう。

八 「動物実験計画」とは、動物実験等の実施に関する計画をいう。

九 「管理者」とは、学長の命を受け、実験動物及び実験施設等を管理する部局長をいう。

十 「実験動物管理者」とは、部局長を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。

十一 「動物実験実施者」とは、動物実験等を実施する者をいう。

十二 「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。

十三 「飼養担当者」とは、実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

十四 「管理者等」とは、学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。

十六 「指針等」とは、動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用する。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認するものとする。

(学長の責務)

第4条 学長は、本学における動物実験に関する業務を総括する。

2 動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検、評価、情報公開、その他動物実験等に関する業務は、学長の委任により第5条に定める動物実験委員会が行う。

(動物実験委員会)

第5条 動物実験委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言を行う。

- 一 動物実験計画が指針等及び本規程に適合していることの審議
- 二 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
- 三 施設等及び実験動物の飼育保管状況に関すること
- 四 動物実験及び実験動物の適正な取り扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
- 五 自己点検・評価に関すること
- 六 その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること

(組織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 医学系研究科及び応用生物科学部から選出された教育職員（実験動物又は動物実験に関する知識を有する者に限る。） 各1人
- 二 教育学部及び地域科学部から選出された教育職員（人文・社会科学系を専攻す

る教育職員に限る。) 各1人

三 工学部から選出された教育職員 1人

四 動物実験を実施している各部局(研究施設及び共同教育研究支援施設を含む。)の動物実験に携わる教育職員のうちから選出された者 各1人

五 学術国際部長

六 その他委員会が必要と認める者

2 前項第1号から第4号まで及び第6号に規定する委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第7条 前条第1項第1号から第4号まで及び第6号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審議に加わることはできない。

(守秘義務)

第10条 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第3者に漏えいしてはならない。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(審査委員会)

第12条 委員会に専門的事項を審議するため、次の各号に掲げる審査委員会を置く。

一 医学系研究科動物実験審査委員会

二 応用生物科学部動物実験審査委員会

2 委員会は、その定めるところにより、審査委員会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

3 審査委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、学術国際部研究支援課において処理する。

(実験動物管理者)

第14条 動物実験を行う部局に、実験動物管理者を少なくとも1人置くものとする。

2 実験動物管理者は、実験動物に関する知識及び経験を有する者のうちから、当該

部局長が任命する。

3 実験動物管理者は、部局長を補佐し、実験動物及び実験施設の管理を行う。

(動物実験計画の承認)

第15条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の動物実験計画書を学長に提出しなければならない。また、当該計画に変更・追加のある場合は動物実験計画（変更・追加）承認申請書を提出する。

一 研究の目的、意義及び必要性

二 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。

三 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。

四 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。

五 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。

2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、その結果を当該動物実験責任者に通知する。

3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

(動物実験の実施)

第16条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、指針等に即するとともに、特に以下の事項を遵守しなければならない。

一 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。

二 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。

イ 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用

ロ 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮

ハ 適切な術後管理

ニ 適切な安楽死の選択

三 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと。

四 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。

五 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。

六 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

2 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の様式により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について学長に報告しなければならない。

(飼養保管施設の設置)

第17条 飼養保管施設を設置（変更を含む）する場合は、管理者が所定の「飼養保管施設設置承認申請書」を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 飼養保管施設の管理者は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。

3 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、承認または非承認を決定する。

（飼養保管施設の要件）

第18条 飼養保管施設は、以下の要件を満たさなければならない。

一 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること

二 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること

三 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること

四 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること

五 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること

六 実験動物管理者がおかれていること

（実験室の設置）

第19条 飼養保管施設以外において、実験室を設置（変更を含む）する場合は、管理者が所定の「実験室設置承認申請書」を提出し、学長の承認を得なければならない。

2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認または非承認を決定する。

3 実験室の管理者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等（48時間以内の一時的保管を含む）を行うことができない。

（実験室の要件）

第20条 実験室は、以下の要件を満たさなければならない。

一 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること

二 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること

三 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

（管理者の責務）

第21条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

（施設等の廃止）

第22条 施設等を廃止する場合は、管理者が所定の「施設等廃止届」を学長に届け出なければならない。

2 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

第23条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知しなければならない。

（実験動物の健康及び安全の保持）

第24条 実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第25条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入しなければならない。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行うものとする。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じるものとする。

(実験動物の飼育・管理)

第26条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

第27条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理に配慮しなければならない。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行わなければならない。

第28条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮し、収容しなければならない。

第29条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を作成し、保存しなければならない。

2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、委員会に報告しなければならない。

(実験動物の譲渡)

第30条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供すること。

第31条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めること。

(危害防止)

第32条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等を定めなければならない。

2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに学術情報部へ連絡すること。

3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じること。

4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めること。

5 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じること。

(緊急時の対応)

第33条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図ること。

2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めること。

(教育訓練)

第34条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、以下の事項に関して、動物実験委員会が実施する教育訓練を受けなければならない。

- 一 関連法令、指針等
- 二 動物実験等の方法
- 三 実験動物の飼養保管方法
- 四 安全確保、安全管理に関する事項
- 五 その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

2 教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名は、学術国際部が記録し保存する。

(自己点検)

第35条 委員会は、基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わなければならない。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、管理者、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者並びに飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

(情報の公開)

第36条 本学における、動物実験等に関する情報(動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、検証の結果等の公開方法等)を毎年1回程度公表する。

(準用)

第37条 第2条第5号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行なうよう努めること。

(適用除外)

第38条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物(一般に、産業用家畜と見なされる動物種に限る)の飼養又は保管、及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、本規程を適用しない。

(雑則)

第39条 この規程に定めるもののほか、動物実験に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成20年3月11日から施行する。

2 岐阜大学動物実験規程(平成19年規程第57号)及び岐阜大学動物実験委員会細則(平成19年細則第55号)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(第15条第1項関係)

岐阜大学動物実験計画書

○ 国立大学法人岐阜大学学長殿

新規 変更・年度更新

提出年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日 受付番号

研究課題	
------	--

研究目的				
動物実験責任者名 (選択項目を■)	フリガナ	部局名	職	動物実験の経験等
	氏名 _____ e-mail _____@_____	連絡先TEL: _____		教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
動物実験実施者名 (括弧内にフリガナ、 選択項目を■)	_____) @_____	連絡先TEL: _____		教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	_____) @_____	連絡先TEL: _____		教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	_____) @_____	連絡先TEL: _____		教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	_____) @_____	連絡先TEL: _____		教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	_____) @_____	連絡先TEL: _____		教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

実験実施期間	承認後 ~ 20 () 年 3 月				中止・終了等	20 () 年 月 日	
飼養保管施設 及び 実験室	飼養保管施設			実験室			
	動物種	系統	性別	匹数	微生物学的品質	入手先 (導入機関名)	備考
使用動物							

研究計画と方法	研究概要 (研究計画と方法について、その概要を記入する。)
	実験方法 (動物に加える処置、使用動物数の根拠を具体的に記入し、「想定される苦痛のカテゴリー」や「動物の苦痛軽減・排除方法」等と整合性をもたせる。)

特殊実験区分 (該当項目をすべて■)	<input type="checkbox"/>	1. 感染実験 安全度分類: <input type="checkbox"/> BSL1 <input type="checkbox"/> BSL2 <input type="checkbox"/> BSL3
	<input type="checkbox"/>	2. 遺伝子組換え動物使用実験 区分: <input type="checkbox"/> P1A <input type="checkbox"/> P2A <input type="checkbox"/> P3A
	<input type="checkbox"/>	3. 放射性同位元素・放射線使用実験
	<input type="checkbox"/>	4. 化学発癌・重金属実験
動物実験の種類 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/>	1. 試験・研究
	<input type="checkbox"/>	2. 教育・訓練
	<input type="checkbox"/>	3. その他
		動物実験を必要とする理由 (選択項目を■)
	<input type="checkbox"/>	1. 検討したが、動物実験に替わる手段がなかった。
	<input type="checkbox"/>	2. 検討した代替手段の精度が不十分だった。
	<input type="checkbox"/>	3. その他

想定される苦痛の 카테고리 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/>	B. 脊椎動物を用い、動物に対してほとんどあるいはまったく不快感を与えないと思われる実験。
	<input type="checkbox"/>	C. 脊椎動物を用い、動物に対して軽度のストレスまたは痛み(短時間持続するもの)を伴うと思われる実験。
	<input type="checkbox"/>	D. 脊椎動物を用い、回避できない重度のストレスまたは痛み(長時間持続するもの)を伴うと思われる実験。
	<input type="checkbox"/>	E. 無麻酔下の脊椎動物に、耐えうる限界に近い またはそれ以上の痛みを与えると思われる実験。
動物の苦痛軽減、排除の方法 (該当項目をすべて■)	<input type="checkbox"/>	1. 短時間の保定・拘束および注射など、軽微な苦痛の範囲であり、特に処置を講ずる必要はない。
	<input type="checkbox"/>	2. 科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在せず、処置できない。
	<input type="checkbox"/>	3. 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。 (具中'薬名'及びその投与量・経路を記入:)
	<input type="checkbox"/>	4. 動物が耐えがたい痛みを伴う場合、適切な時期に安楽死措置をとるなどの人道的エンドポイントを考慮する。
	<input type="checkbox"/>	5. その他 (具体的に記入:)
安楽死の方法 (該当項目をすべて■)	<input type="checkbox"/>	1. 麻酔薬等の使用 (具中'薬名'及びその投与量・経路を記入:)
	<input type="checkbox"/>	2. 炭酸ガス
	<input type="checkbox"/>	3. 中枢破壊 (具体的に記入:) 法)
	<input type="checkbox"/>	4. 安楽死させない (その理由を記入:)
動物死体の処理方法 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/>	1. 大学内で焼却
	<input type="checkbox"/>	2. 外部業者に依託
	<input type="checkbox"/>	3. その他 (具体的に記入:)
その他必要または参考事項	(過去の動物実験計画承認実績、学内の関連委員会への申請状況、飼養保管施設・実験室の承認状況などを記入する。)	

委員会記入欄	審査終了: 20 () 年 月 日
	修正意見等
	審査結果 <input type="checkbox"/> 本実験計画は、国立大学法人岐阜大学動物実験取扱規程に適合する。 (条件等 <input type="checkbox"/> 遺伝子組換え実験安全委員会の承認後、実験を開始すること。) <input type="checkbox"/> 本実験計画は、国立大学法人岐阜大学動物実験規程に適合しない。

学長承認欄	承認: 20 () 年 月 日
	本実験計画を承認します。 承認番号: 第 _____ 号 国立大学法人岐阜大学学長

(第15条第1項関係)

平成 年 月 日

学長 殿

動物実験計画（変更・追加）承認申請書

動物実験責任者名

所属：

職名：

氏名：

印

承認番号 _____ の動物実験計画を下記のとおり、変更・追加したいので承認願います。

記

1. 変更・追加事項*

(* 実験内容および責任者の変更は、「計画書」を新たに提出すること。また、遺伝子組換え動物の追加は組換えDNA実験安全委員会の承認を得ること)

1) 動物実験実施者の変更・追加

2) 実験動物種及び使用数等の変更・追加

3) 実験実施期間の変更

4) その他

2. 変更・追加等の理由

(第16条第2項関係)

年 月 日

国立大学法人岐阜大学長 殿

動物実験責任者
所属
氏名
連絡先

動物実験結果報告書

国立大学法人岐阜大学動物実験取扱規程第16条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1. 承認番号	
2. 研究課題名	
3. 実験の結果 (該当項目にマークし、その概要を簡潔に記述)	<input type="checkbox"/> 計画どおり実施 <input type="checkbox"/> 一部変更して実施(*) <input type="checkbox"/> 中止
	結果の概要
4. 成果(予定を含む) (得られた業績、例:雑誌論文、図書、工業所有権などについて、著者名、論文標題、雑誌名、巻・号、発行年、頁、出版社などを記載、必要に応じて別紙に記載)	
5. 特記事項	

* 変更届が提出されていること

(第16条第2項関係)

平成 年 月 日

学長殿

動物実験（終了・中止）報告書

動物実験責任者名

所属：

職名：

氏名：

印

承認番号_____の動物実験計画を下記のとおり、終了・中止しましたので報告致します。
。

記

1. 実験（終了・中止）年月日 平成 年 月 日
2. 実験動物の処分年月日 平成 年 月 日
3. 備考

(第17条関係)

飼養保管施設設置承認申請書

国立大学法人岐阜大学長 殿

申請部局長 部局名
部局長氏名

国立大学法人岐阜大学動物実験取扱規程第17条の規定に基づき、下記の飼養保管施設設置の承認について申請
します。

申請年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日 受付番号

1. 飼養保管施設（施設）の名称	
2. 施設の管理体制	<管理者> 所属 職名 氏名 連絡先
	<実験動物管理者> 所属 職名 氏名 連絡先 関連資格： 経験年数：
	<飼養者>（人数が多い場合、別資料として添付） 所属 職名 氏名 連絡先 関連資格： 経験年数：
3. 施設の概要	1) 建物の構造： （例：鉄筋コンクリート造） 2) 空調設備： （例：温湿度制御、換気回数等） 3) 飼養保管する実験動物種： 4) 飼養保管設備（飼育ケージ等） 規格： 最大収容数： 5) 逸走防止策（ケージの施錠、前室の有無、窓や排水口の封鎖など） 6) 衛生設備（洗浄・消毒・滅菌等の設備） 名称： 規格： 7) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策

<p>4. 特記事項（例：化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造の有無等）</p>	
<p>5. 委員会記入欄</p>	<p>調査月日： 年 月 日</p> <p>調査結果： <input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は規程に適合する。 （条件等 <input type="checkbox"/> 改善後、使用開始すること。） <input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は規程に適合しない。</p> <p>意見等</p>
<p>6. 学長承認欄</p>	<p>承認： 年 月 日</p> <p>本申請を承認します。 承認番号：第 号</p> <p style="text-align: right;">〇 〇 大 学 長</p>

添付資料

- 1) 施設の位置を示す地図
- 2) 施設の平面図

(第19条関係)

実験室設置承認申請書

国立大学法人岐阜大学長 殿

申請部局長 部局名
部局長氏名

国立大学法人岐阜大学動物実験取扱規程第19条の規定に基づき、下記の実験室設置の承認について申請します。

申請年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日

受付番号

添付資料

1. 実験室の名称	
2. 実験室の管理体制	〈実験室管理者〉(例: 教室主任者等) 所属 職名 氏名 連絡先
3. 実験室の概要	1) 実験室の面積: (m ²) 2) 実験に使用する実験動物種: 3) 実験設備 (特殊装置の有無等) 4) 逸走防止策 (前室の有無、窓や排水口の封鎖など) 5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策
4. 特記事項 (例: 化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造の有無等)	
5. 委員会記入欄	調査月日: 年 月 日 調査結果: <input type="checkbox"/> 申請された実験室は規程に適合する。 (条件等 <input type="checkbox"/> 改善後、使用開始すること。) <input type="checkbox"/> 申請された実験室は規程に適合しない。 意見等
6. 学長承認欄	承認: 年 月 日 本申請を承認します。 承認番号: 第 号 〇 〇 大 学 長

添付資料

- 1) 実験室の位置を示す地図
- 2) 実験室の平面

(第35条関係)

自己点検・評価項目	細項目	準備する資料の例 (*以外は、各年度ごとにまとめる)
学内規程・関連規則等	<ul style="list-style-type: none"> 整備状況 	<ul style="list-style-type: none"> 動物実験に関する学内規程 * 関連細則 * 内規等 *
動物実験の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 動物実験計画の審査の状況 実施結果の把握の状況 改善措置 	<ul style="list-style-type: none"> 審査経過のわかる資料(委員名簿、委員会議事録) 実施結果の記録(実施結果報告書のファイル) 改善措置の記録(学長が改善措置を出した場合の記録)
実験動物の飼養保管の状況	<ul style="list-style-type: none"> 飼養保管施設の整備状況 マニュアルの整備状況 飼養保管施設における動物種および飼養数 	<ul style="list-style-type: none"> 飼養保管施設の承認申請書および承認の記録(承認申請書のファイルおよび承認の記録) マニュアル(SOP)の作成 年度ごとに飼養保管施設で飼養した動物種および数の一覧
施設等の維持管理の状況	<ul style="list-style-type: none"> 飼養保管施設の維持管理の状況 	<ul style="list-style-type: none"> 飼養保管施設の維持管理上の不具合箇所および改善の記録 (飼養保管施設の年度報告に含める)
動物実験等に関する安全管理の状況	<ul style="list-style-type: none"> 特に注意を要する動物実験の計画および実施の状況 実験動物の逸走等の記録 	<ul style="list-style-type: none"> 遺伝子組換え、病原体、放射性物質等を用いる動物実験の計画および実施場所の記録(関連委員会での届出または承認の記録) 実験動物の施設外への逸走と対応の記録(逸走した場合の届出とその対応の記録)
教育訓練の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 教育訓練の内容、実施記録 	<ul style="list-style-type: none"> 動物実験に関する教育訓練に用いた資料、手引書、マニュアル等 教育訓練の実施記録
その他	<ul style="list-style-type: none"> 動物実験の適正な実施に関連して発生したその他の事項 	<ul style="list-style-type: none"> 関連事項の発生と対応の記録 (該当する事項が生じた場合の経過と対応の記録、例えば、重大な感染症や労働災害の発生、保護団体の妨害行動など)

動物実験等に関する自己点検・評価の項目および準備資料の例

自己点検・評価の実施概要（参考）

1. 評価委員会の設置

- ・ 委員は動物実験等の全体を見渡せる者であることが必要
- ・ 従って、動物実験委員会を中心に（必要であれば、評価のために委員を追加し）行うことが現実的
- ・ 動物実験委員会を部局ごとに設置する場合、全学の委員会が自己点検・評価を行う。

2. 資料の収集

- ・ 評価に必要な根拠資料・データの準備
- ・ 動物実験責任者や管理者から提出された資料が根拠資料となるよう、あらかじめ様式を考慮（年1回の提出資料が、整理・分類されていれば、資料となる）
- ・ 動物実験委員会を部局ごとに設置する場合、部局の委員会が資料を取りまとめ、全学委員会に提出する。

3. 評価の手順

- ・ 項目ごとに、資料をもとに点検・評価を行う。
- ・ 必要に応じて、動物実験責任者、管理者、実験動物管理者等のヒアリング、施設等の視察も行う。
- ・ 評価は、項目ごとに行い、それぞれに説明をつける。

（例）「基本指針に適合し、すべてが適正に実施されている」「基本指針に適合し、概ね適正に実施されているが、一部に改善すべき問題がある」「基本指針に適合せず、不適正に動物実験が実施されている。改善すべき重大な問題がある」

- ・ 委員長が自己点検・評価報告書をまとめ、学長に報告する。

4. 改善への反映

- ・ 学長は、必要な改善計画を立て実行するよう、報告書の内容を管理者等に周知する。

5. 外部の検証

- ・ 機関長は、自己点検および評価の結果について、外部の者により検証を受ける。
（自己点検および評価の結果に対する検証であり、実験計画の審査等のダブルチェックを意味するものではない）
- ・ 外部検証は、外部委員等による検証、大学認証評価機関による機関別認証評価などの方法が考えられる。